

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	生活保護の実施等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、生活保護の実施等に関する事務及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

生活保護申請者に対するの書面通知は、直接手渡し又は郵送で確認を徹底して行う。生活保護の決定又は実施に必要な関係機関への調査等は、十分配慮して行う。また調査後に得た特定個人情報は、施錠保管し、管理を徹底する。
なお、保護申請者宛ての通知文等に特定個人情報が記載されていることは無く、県、他の機関との間での文書等のやりとりにおいても、特定個人情報を記載しない。

評価実施機関名

霧島市長

公表日

令和7年9月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	生活保護の実施等に関する事務及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務			
②事務の概要	ア 事務の説明 ・日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 ・生活に困窮する外国人に対し、生活保護法に準じた申請に対する保護の決定及び実施に関する事務、就労自立給付金、若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する事務、保護に要する費用の変換及び徴収金の徴収を行う。 イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、生活保護法及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・保護の実施に関する事務 ・保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・職権による保護の開始又は職権による保護の変更 ・保護の停止又は廃止 ・資料の提供等の求め ・就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・被保護者健康管理支援事業の実施 ・保護に要する費用の返還 ・生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。) ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等			
③システムの名称	・Acrocity行政基本 ・福祉総合WEL+ ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・医療保険者等向け中間サーバー等			
2. 特定個人情報ファイル名				
・生活保護台帳 ・就労自立給付金台帳				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 表 第1項 【各手続の根拠】 生活保護法第19条、第24条、第25条、第26条、第29条、第55条の4、第55条の5、第63条、第77条、第78条、第78条の2			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43、161及び162の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項)			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	保健福祉部生活福祉課			
②所属長の役職名	保健福祉部生活福祉課長			

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部生活福祉課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2043
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [☐]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	福祉総合WEL+(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次の留意事項等を遵守している。 ・個人情報入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・福祉総合WEL+(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	I-1-③ システムの名称	・Acrocity宛名管理 ・Acrocity生活保護 ・Acrocity住民基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・Acrocity行政基本 ・Acrocity生活保護 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
平成28年3月31日	I-2 特定個人情報ファイル名	生活保護台帳	・生活保護台帳 ・就労自立給付金台帳	事後	
平成28年3月31日	I-5-②所属長	保健福祉部生活福祉課長	保健福祉部生活福祉課長 堀切 総	事後	平成27年4月1日人事異動
平成29年3月31日	I-1-②事務の概要	・生活保護の実施 ・生活保護の申請に係る事実についての審査 ・職権による生活保護の開始若しくは変更 ・生活保護者への指導、指示、相談、助言 ・生活保護者の病状等の把握 ・生活保護の停止若しくは廃止 ・就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答 ・保護に要する費用の返還 ・徴収金の徴収 ・生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置 ・生活保護に基づく葬祭扶助の申請に係る審査及び扶助	・保護の実施に関する事務 ・保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更 ・保護の停止又は廃止 ・資料の提供等の求め ・就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・保護に要する費用の返還 ・生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	I-3 個人番号の利用法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の15の項 【各手続の根拠】 生活保護法第18条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第55条の4、第62条、第63条、第78条 生活保護法施行規則第2条 等	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 【各手続の根拠】 生活保護法第9条、第19条、第24条、第25条、第26条、第29条、第55条の4、第63条、第77条、第78条、第78条の2	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	I-4-②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の26の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の3)	事後	(H28.9.12改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正
平成28年3月31日	II-1.いつ時点の計数か	平成27年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	事務対象者数「1,757人」
平成28年3月31日	II-2.いつ時点の計数か	平成27年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	生活福祉課 CW16名
平成30年3月31日	I-3 個人番号の利用法令上の根拠	【各手続の根拠】 生活保護法第9条、第19条(略)	【各手続の根拠】 生活保護法第19条(略)	事後	(H29改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正
平成30年3月31日	I-4-②法令上の根拠	【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、	【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、	事後	(H29改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正
平成30年3月31日	I-5-②所属長	保健福祉部生活福祉課長 堀切 総	保健福祉部生活福祉課長 堀切 聡	事後	氏名変更の届出
平成30年3月31日	II-1.いつ時点の計数か	平成29年2月1日時点	平成30年1月1日時点	事後	事務対象者数「1,796人」
平成30年3月31日	II-2.いつ時点の計数か	平成29年2月1日時点	平成30年1月1日時点	事後	生活福祉課 課長・G長(3)・CW(16)・医療担当(1)・介護担当(1)・就労支援員(2)・総合相談員(2)・嘱託医(2)
平成31年3月31日	I-1-③ システムの名称	・Acrocity行政基本 ・Acrocity生活保護 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・Acrocity行政基本 ・福祉総合WEL+ ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
平成31年3月31日	I-3 個人番号の利用法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 【各手続の根拠】 生活保護法第19条、第24条、第25条、第26条、第29条、第55条の4、第63条、第77条、第78条、第78条の2	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 【各手続の根拠】 生活保護法第19条、第24条、第25条、第26条、第29条、第55条の4、第55条の5、第63条、第77条、第78条、第78条の2	事後	(H30.10.1改正)生活保護法改正
平成31年3月31日	I-5-②所属長	保健福祉部生活福祉課長 堀切 聡	保健福祉部生活福祉課長	事後	
平成31年3月31日	II-1.いつ時点の計数か	平成30年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	事務対象者数「1,855人」
平成31年3月31日	II-2.いつ時点の計数か	平成30年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	生活福祉課 課長・G長(3)・CW(17)・医療担当(1)・介護担当(1)・就労支援員(2)・総合相談員(2)・嘱託医(2)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	I-1-②事務の概要	・保護の実施に関する事務 ・保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更 ・保護の停止又は廃止 ・資料の提供等の求め ・就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・保護に要する費用の返還 ・生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)	・保護の実施に関する事務 ・保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更 ・保護の停止又は廃止 ・資料の提供等の求め ・就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・保護に要する費用の返還 ・生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)	事後	(H28.12.21改正) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
令和2年3月31日	I-4-②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3)	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3)	事後	(H28.9.12改正) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正
令和2年3月31日	II-1.いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	事務対象者数「1,892人」
令和2年3月31日	II-2.いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	生活福祉課 課長・G長(3)・CW(17)・医療担当(1)・介護担当(1)・就労支援員(2)・総合相談員(2)・嘱託医(2)
令和2年3月31日	IV リスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	事後	錯誤
令和2年3月31日	IV リスク対策	8. 監査 「内部監査」	8. 監査 「自己点検」「内部監査」	事後	追加
令和2年3月31日	全体				評価の再実施
令和3年3月31日	II-1.いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	事務対象者数「1,936人」
令和3年3月31日	II-2.いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	生活福祉課 課長・G長(3)・CW(18)・医療担当(1)・介護担当(1)・就労支援員(2)・総合相談員(2)・嘱託医(2)・高齢者現業員(2)
令和3年8月3日	I-4-②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3)	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3)	事前	令和3年9月1日に施行される番号法の改正に伴う変更
令和4年3月1日	II-1.いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	事務対象者数「1,974人」
令和4年3月1日	II-2.いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	生活福祉課 課長・G長(3)・CW(18)・医療担当(1)・介護担当(1)・就労支援員(2)・総合相談員(2)・嘱託医(2)・高齢者現業員(1)・保健師(1)
令和5年3月1日	II-1.いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	事務対象者数「2,015人」
令和5年3月1日	II-2.いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	生活福祉課 課長・G長(3)・CW(18)・医療担当(1)・介護担当(1)・就労支援員(2)・総合相談員(2)・嘱託医(2)・高齢者現業員(1)・保健師(1)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月1日	I-1-②事務の概要 (下欄に続く)	ア 事務の説明 日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、生活保護法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・保護の実施に関する事務 ・保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・職権による保護の開始又は職権による保護の変更 ・保護の停止又は廃止 ・資料の提供等の求め ・就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・保護に要する費用の返還 ・生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)	ア 事務の説明 日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、生活保護法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・保護の実施に関する事務 ・保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・職権による保護の開始又は職権による保護の変更 ・保護の停止又は廃止 ・資料の提供等の求め ・就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・保護に要する費用の返還 ・生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)	事前	令和6年3月1日から導入される医療扶助のオンライン資格確認業務に伴う変更
令和5年10月1日	I-1-②事務の概要		・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等へ特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事前	令和6年3月1日から導入される医療扶助のオンライン資格確認業務に伴う変更
令和5年10月1日	I-1-②事務の概要	・Acrocity行政基本 ・福祉総合WEL+ ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・Acrocity行政基本 ・福祉総合WEL+ ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・医療保険者等向け中間サーバー等	事前	令和6年3月1日から導入される医療扶助のオンライン資格確認業務に伴う変更
令和6年3月1日	II-1.いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	事務対象者数「2,081人」
令和6年3月1日	II-2.いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	生活福祉課 課長・G長(3)・CW(18)・医療担当(1)・介護担当(1)・就労支援員(2)・総合相談員(2)・嘱託医(2)・高齢者現業員(1)・保健師(1)
令和7年3月31日					評価の再実施
令和7年3月31日	I-3 法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条	事後	令和6年12月2日に施行される番号法の改正に伴う変更
令和7年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3)	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項)	事後	令和6年12月2日に施行される番号法の改正に伴う変更
令和7年3月31日	II-1.いつ時点の計数か	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	事務対象者数「2,037人」
令和7年3月31日	II-2.いつ時点の計数か	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	生活福祉課 課長・特任課長・G長(4)・CW(20)・医療担当(1)・介護担当(1)・就労支援員(2)・総合相談員(2)・嘱託医(2)・高齢者現業員(1)
令和7年3月31日	IV-8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク		十分である	事後	新様式に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	IV-8.人手を介在させる作業判断の根拠		福祉総合WEL+(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報には、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式に伴う変更
令和7年3月31日	IV-9.監査	IV-8.監査	IV-9.監査	事後	新様式に伴う変更
令和7年3月31日	IV-10.従事者に対する教育・啓発	IV-9..従事者に対する教育・啓発	IV-10.従事者に対する教育・啓発	事後	新様式に伴う変更
令和7年3月31日	IV-11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 (下欄に続く)		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	新様式に伴う変更
令和7年3月31日	IV-11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か[再掲]		十分である	事後	新様式に伴う変更
令和7年3月31日	IV-11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次の留意事項等を遵守している。 ・個人情報入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・福祉総合WEL+(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式に伴う変更
令和7年8月15日	表紙(宣言)	霧島市は、生活保護の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	霧島市は、生活保護の実施等に関する事務及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	事後	令和6年5月27日に施行された番号法の改正に伴う変更
令和7年8月15日	I-1-①事務の名称	生活保護の実施等に関する事務	生活保護の実施等に関する事務及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	事後	令和6年5月27日に施行された番号法の改正に伴う変更
令和7年8月15日	I-1-②事務の概要	ア 事務の説明 日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、生活保護法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 【次項に続く】	ア 事務の説明 ・日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。 ・生活に困窮する外国人に対し、生活保護法に準じた申請に対する保護の決定及び実施に関する事務、就労自立給付金、若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する事務、保護に要する費用の変換及び徴収金の徴収を行う。 イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、生活保護法及び生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。	事後	令和6年5月27日に施行された番号法の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月15日	I-1-②事務の概要	・保護の実施に関する事務 ・保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・職権による保護の開始又は職権による保護の変更 ・保護の停止又は廃止 ・資料の提供等の求め ・就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・保護に要する費用の返還 ・生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。) ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	・保護の実施に関する事務 ・保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・職権による保護の開始又は職権による保護の変更 ・保護の停止又は廃止 ・資料の提供等の求め ・就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・被保護者健康管理支援事業の実施 ・保護に要する費用の返還 ・生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。) ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事後	令和6年5月27日に施行された番号法の改正に伴う変更
令和7年8月15日	I-4-②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項)	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43、161及び162の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項)	事後	令和6年5月27日に施行された番号法の改正に伴う変更
令和7年9月9日	I-3法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 【各手続の根拠】 生活保護法第19条、第24条、第25条、第26条、第29条、第55条の4、第55条の5、第63条、第77条、第78条、第78条の2	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 表 第1項 【各手続の根拠】 生活保護法第19条、第24条、第25条、第26条、第29条、第55条の4、第55条の5、第63条、第77条、第78条、第78条の2	事後	令和6年5月27日に施行された番号法の改正に伴う変更